

# 福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金実施要領

制定 平成 28 年 3 月 16 日  
最終改正 平成 30 年 3 月 23 日

## 1 通則

福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金（以下「本事業」という。）の実施については、福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

## 2 趣旨

本事業は、避難者支援団体等による避難者の実情に応じた支援事業に要する経費への助成を通じて、県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につなげることを目的とする。

## 3 事業内容等

### (1) 補助事業者

本事業の補助対象となるものは、交付要綱第 2 条に定める避難者支援団体等とする。

### (2) 補助対象となる事業及び経費

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件及び経費等は、交付要綱第 3 条に定めるところによる。

### (3) 事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた年度の年度末までとする。

## 4 補助金額等

### (1) 補助対象事業

避難者支援団体等が県外避難者を対象に行う、県外避難者が避難先において安定した日常生活を確保でき、さらには将来的に円滑な帰還や生活再建等に資する以下の取組であること。

ア 県外避難者の避難先での日常生活を支えるための見守り訪問等

イ 県外避難者の避難先の地域住民と県外避難者、県外避難者同士の交流会等の開催

ウ 県外避難者の避難元でのコミュニティ形成、強化等を目的とし、福島県内で開催する福島県民（帰還者を含む）、福島県内の多様な社会資源、避難者支援団体等との交流会の開催

なお、交流会については、県外避難者の帰還や生活再建に結びつく支援活動に対して支援するという補助金の性質上、効率的・効果的なものとする必要があることから、1 回の交流会について 10 人以上の県外避難者が参加することを必須とする。また、県外避難者が交流会に参加するための旅費については、帰還者への支援状況等を始めとした県内の実情（住宅、雇用、地域コミュニティ、学校、子育て、帰還者の生活、支援団体等の状況）を県外避難者が確認し、帰還の判断材料としていただくために補助対象としていることから、単なる帰省目的の旅行の旅費については

補助対象とは認められない。

エ 県外避難者の避難元でのコミュニティ形成、強化等を目的とし、福島県外で開催する帰還者が県外避難者へ福島県の現状等を伝える交流会等の開催

(2) 補助額

350 万円を上限に知事が定めた額

ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の額に知事が認められた額を加算する。

また、上記ウ及びエについては、交流会開催経費及び旅費の上限額を以下のとおりとする。

上記ウの事業

交流会開催経費	: 1 回当たり 1 0 0 万円
県外避難者が交流会に参加するため旅費	: 1 人につき 1 回当たり 8 万円

上記エの事業

交流会開催経費	: 1 回当たり 5 0 万円
帰還者が交流会に参加するための旅費	: 1 人につき 1 回当たり 8 万円

(3) 補助率

事業費の 10/10 以内で、知事が必要と認めた額とする。

(4) 補助事業の件数

予算の範囲内での採択件数とする。

(5) 概算払

概算払を希望する場合は、補助金交付決定金額の 75%を上限として支払う。

5 福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会

(1) 設置

県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につながるよう、避難者の実情に応じた支援活動を行う避難者支援団体等を支援する「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金」等（以下「支援事業」という。）の適正、かつ効果的な推進を図ることを目的として、福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(2) 運営委員会の役割

運営委員会は、次の事項について所掌する。

- ア 支援事業の実施に関する基本方針、事業計画の検討に関すること。
- イ 支援事業の補助を受ける団体の選定に関すること。
- ウ 支援事業の進捗状況の把握と検査・評価に関すること。
- エ 支援事業の効果を高めるための検討、助言指導等に関すること。
- オ その他支援事業の実施に必要な事項に関すること。

## 6 不正行為への対応

補助対象者において、補助金の他の用途への使用、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令への違反等の不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査した上で、必要に応じ補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すなど、厳正に対応するものとする。

## 7 その他

その他の必要な項目については、別途募集要領で定めるものとする。